

# 国等が行う公共工事についての地元建設業者の受注の確保等に関する法律案 概要

## 1. 目的

国等が行う公共工事の契約の締結に際し地元建設業者の受注の機会を確保するための措置を講ずること等により、地域における建設業の健全な発達及び地域経済の活性化に資すること。

## 2. 国等の責務

国等が行う公共工事の契約を締結するに当たっては、予算の適正な使用に留意しつつ、地元建設業者<sup>\*</sup>の受注の機会の増大を図るように努めなければならない。

※国等が行う公共工事が行われる都道府県の区域内に本店を有する建設業者

## 3. 基本方針

国は、国等が行う公共工事の契約に関し、地元建設業者の受注の機会の増大を図るための基本方針を定め、公表しなければならない。

## 4. 契約の実績の概要の通知

各省各庁の長等は、毎会計年度又は毎事業年度の終了後、地元建設業者との間でした国等が行う公共工事の契約の実績の概要を国土交通大臣に通知する。

## 5. 各省各庁の長等に対する要請

国土交通大臣は、国等が行う公共工事の契約に関し、各省各庁の長等に対し、地元建設業者の受注の機会の増大を図るため特に必要があると認められる措置をとるべきことを要請することができる。

## 6. 国等が行う公共工事の契約締結の相手方

国等は、国等が行う公共工事(予定価格が1億円以下のものに限る。7において同じ。)の契約を締結するに当たっては、当分の間、当該工事の行われる区域が都道府県の境界付近にある場合又は当該工事の確実な実施に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合を除き、地元建設業者を契約の相手方とするよう努めるものとする。

## 7. 国等が行う公共工事の契約の締結に当たっての配慮

国等は、国等が行う公共工事の契約の締結に際し地元建設業者の受注の機会の増大を図るための措置を講ずるに当たっては、当該工事が行われる市町村(特別区を含む。)の区域内に本店を有する地元建設業者の受注の機会の増大に特に配慮しなければならない。

## 8. 国等が行う公共工事を受注した建設業者の努力

国等が行う公共工事を受注した建設業者は、

- 下請事業者と請負契約を締結するに当たっては、地元建設業者と締結するよう努める。
- 資材又は機械器具の購入に当たっては、地元事業者から購入するよう努める。

## 9. 地方公共団体の施策

地方公共団体は、国の施策に準じて、地元建設業者の受注の機会の増大を図るために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。